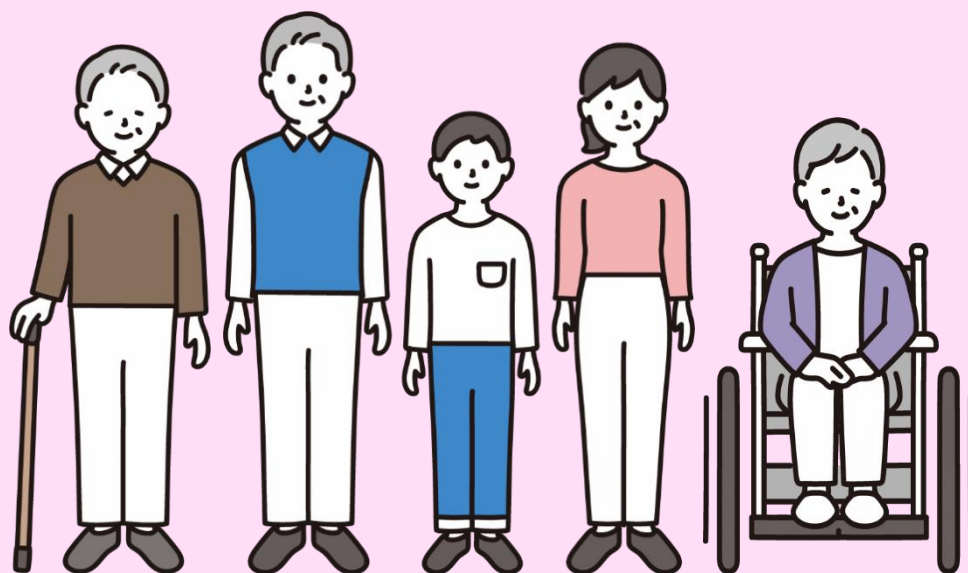


難病患者さんにご家族のための ガイドブック



豊島区

目次

1	<u>はじめに</u>..... 1 <u>難病と共に生きるひとたちの紹介</u>..... 2
2	難病と診断されました。どこに相談したらいいですか。 ① <u>健康推進課・長崎健康相談所</u>..... 4 ② <u>障害福祉課</u>..... 5
3	65 歳以上です。わが家の近くに相談先はありますか。 ③ <u>高齢者総合相談センター</u> 6
4	自宅で療養しています。利用できる医療サービスはありますか。 また、医療についての相談先を教えてください。 ④ <u>訪問看護・訪問リハビリ</u> 8 ⑤ <u>豊島区在宅医療相談窓口・多職種連携拠点</u> 10 ⑥ <u>豊島区口腔保健センター（あぜりあ歯科診療所）</u> 10
5	難病について、情報を得られるところがありますか。 ⑦ <u>難病情報センター</u> 11 ⑧ <u>東京都難病ポータルサイト</u> 11 ⑨ <u>東京都難病相談・支援センター</u> 11
6	仕事について、相談できるところがありますか。 ⑩ <u>ハローワーク（公共職業安定所）</u> 12 ⑪ <u>豊島区障害者就労支援センター</u> 13 ⑫ <u>くらし・しごと相談支援センター</u> 13

7

病院代が高くて負担です。医療費の助成は受けられますか。

- ⑬ 高額療養費制度 14
- ⑭ 難病医療費助成制度（東京都） 15
- ⑮ 特定疾病療養受療証 16
- ⑯ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 16
- ⑰ 自立支援医療 17

8

生活費に困っています。お金についての支援はありますか。

- ⑱ 難病患者福祉手当 18
- ⑲ 障害年金 19
- ⑳ 生活保護 19
- ㉑ 所得税・住民税の障害者控除 20

9

身体の負担を減らしたいです。

区のサービスで使えるものはありますか。

- ㉒ 機能回復助成（はり・きゅう・マッサージ等） 21

10

日常生活を手伝ってくれるサービスはありますか。

- ㉓ 障害福祉サービス 22
- ㉔ 介護保険サービス 23

11

障害者手帳の申請をしたいです。

- ㉕ 身体障害者手帳 25
- ㉖ 精神障害者保健福祉手帳 26

12

通院が難しくなりました。

なにか利用できる制度はありますか。

- ②⑦ 訪問診療 27
- ②⑧ 在宅難病患者訪問診療事業 27

13

人工呼吸器をつけることになりました。

なにか利用できるサービスはありますか。

- ②⑨ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（東京都） 28
- ③⑩ 難病患者在宅レスパイト事業（東京都） 29
- ③⑪ 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（東京都） ... 30
- ③⑫ 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業 30

14

家族の負担が続いています。

家族の負担が軽くなるサポートを知りたいです。

- ③③ 在宅難病患者一時入院事業（東京都） 31
- ③④ リボンサービス 33
- ③⑤ 困りごと援助サービス（ちょこっとお助け活動） 33

15

同じ病気の患者やその家族と話せる場所がありますか。

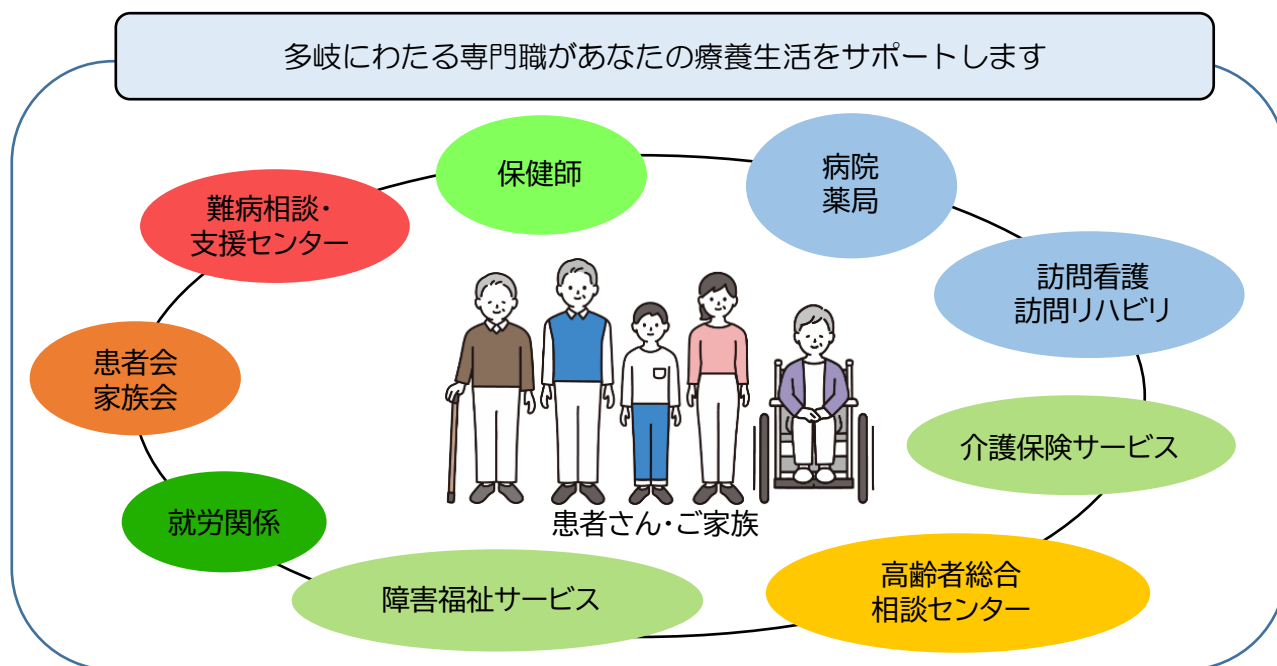
- ③⑥ 患者会・家族会 34

16

災害が起こった時が不安です。何を準備したらいいですか。

- ③⑦ 日頃から備えておくこと 35
- ③⑧ 備蓄しておきたいもの 35
- ③⑨ 災害伝言ダイヤル（171）・災害伝言板（web） 36

難病は疾患の希少性や症状の多様性、長期の療養生活といった特徴があり、患者さんやご家族の皆さんは日々様々な疑問や不安を抱えながら療養生活を送っていらっしゃると思います。このガイドブックでは、相談機関や医療費助成制度、利用できるサービス、災害への備えについてご紹介しています。患者さんやご家族が地域で安心して療養生活を送っていただく手がかかりとしてご活用ください。



不安なとき、困ったときは、

① 健康推進課・長崎健康相談所（P4）へご相談ください。

例えば…

「突然難病と診断されました。今後のことが心配です。」

「仕事が続けられるか不安です。どこか相談できる場所はありますか。」

「治療費が高額になるのか、お金のことを知りたいわ。」



保健師です。
病気のこと、仕事のこと、お金のこと、これからのことなど、不安なことは相談してください。自分らしい生活続けるために、私たちも一緒に考えます！

次のページでは難病と共に生きるかたの様子を紹介しています。



「難病と共に生きる」

～難病と共に生活している人々や家族を紹介します～

A さんの場合

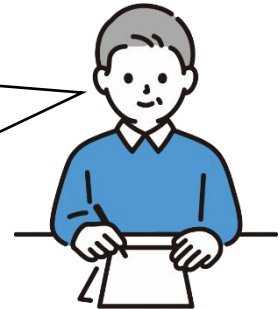
50 代男性 一人暮らし 建設現場勤務 消化器系疾患難病

学校卒業後、建設現場で 30 年間働いてきた A さん。近頃、消化器症状が頻繁に起こるようになりました。病院を受診し診察の結果、難病と診断されました。

今までの仕事が続けられるか不安になった A さんは、仕事を探そうと思いハローワークへ相談に行きました。そこで、相談員から会社を辞めずに働き続ける方法を提案されました。A さん・A さんの上司・相談員とで面談を重ね、現場から事務職へ配置転換することになりました。

30 年間現場で働いてきた A さんは、初めての事務職に戸惑い、仕事を続けられるか自信がありませんでした。相談員に話をしたところ、ハローワークの職業訓練を紹介してもらい、必要なスキルを獲得し、新たな部署でも活躍しています。

難病と診断されても、
自分に合った働き方ができ充実して
います。休日は映画を見に行ったり
と充実しています。



B さんの場合

30 代女性 家族と同居 自己免疫疾患難病

飲食店に勤務していた B さん。難病と診断され、このまま今の仕事を続けられるか不安になり、健康推進課に電話で相談をしました。

担当の保健師から、豊島区の障害福祉課にある豊島区障害者就労支援センターへの相談を提案され、一緒に相談に行きました。

センターに登録後、就労支援員が職場に出向き、職場での環境調整について助言をもらいました。

また、「今後、今の職場では体力的に働き続けられないかもしれない」と不安な気持ちを打ち明けると、一般雇用だけではなく、障害福祉サービスにも多様な働き方（就労継続支援 A 型や B 型）があることを教えてもらい、まずは見学、体験をしてみることにしました。

体調に合わせて働くことができいて
ます。時々、家族と一緒に温泉に行
ってリフレッシュもしています。



Cさんの場合

60代前半 男性 神経難病（介護保険対象の特定疾病 P20） 妻と同居

Cさん・家族の状況



足がつり、転ぶことが増えた。
病院に行っても診断がつかない。年齢のせいかな…。

検査のため入院し、神経難病と診断

利用した制度

※制度の番号はガイドブック内の各項目に対応

⑭ 難病医療費助成の申請 (P15)

⑱ 難病患者福祉手当の申請 (P18)

退院後の生活について医師・医療ソーシャルワーカー（病院の相談員）・①健康推進課 (P4)・③高齢者総合相談センター (P6) の職員と話し合い。



退院後、家での生活が不安。
生活やお金のことを相談したい。

1人で夫の介護をするのは不安だわ。
手伝ってくれる人はいないかしら。

同じ境遇の人と知り合いたいわ。

退院後の生活について、
一緒に考えましょう。



⑳ 患者会・家族会への参加 (P34)

退院

④ 訪問看護の導入 (P8)

㉔ 介護保険申請 (P23)

※介護保険対象の疾病のかたは
障害福祉サービスよりも、
介護保険が優先となります

要介護認定



不安はあるけど、相談先があっ
てほっとしたなあ。
歩くのが不安だから、杖も
使いたいな。

杖のおかげで転びにくくなった。
ヘルパーが入って妻の負担も減った。
自宅に手すりもついて安心。

㉔ 介護保険サービスの利用 (P23)
・杖の貸与
・訪問介護の利用
・住宅改修



歩くのがつらくて、大学病院
に通うのが大変になった。
医師に家に来てもらいたい。

⑤ 豊島区在宅医療相談窓口相談 (P10)

1人で介護するのはつらくなってきた。
何か使えるサービスはあるかしら。

㉗ 訪問診療の導入 (P27)

㉓ 在宅難病患者一時入院の利用 (P31)



在宅生活の安定

けんこうすいしんか ながさきけんこうそうだんじょ
① 健康推進課・長崎健康相談所

内容

難病患者さんとそのご家族が安心して療養生活を送れるよう、日常生活や療養上の不安などについて保健師が相談をお受けします。電話相談・来所相談・訪問相談を実施しています。必要な時には他の部署と連携をしながら、患者さんやご家族の支援を行ないます。

また、難病医療費助成の申請窓口があります。詳しくは⑭難病医療費助成制度(P15)をご参照ください。

窓口等

各受付時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

健康推進課 保健指導グループ			
電話	03-3987-4174	FAX	03-3987-4178
住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2 階		
管轄	駒込・巣鴨・西巣鴨・北大塚・南大塚・上池袋・東池袋・南池袋・池袋本町・雑司が谷・高田・西池袋 1～3 丁目・西池袋 4 丁目 (1～4、7～11、13～18 番)・西池袋 5 丁目 (1～24 番)・池袋 1～2 丁目・池袋 3 丁目 (1、2、4～10、13、14、19～71 番)・池袋 4 丁目・目白 1～3 丁目・目白 4 丁目 (1～4、17～23、35、36 番)		

長崎健康相談所 保健指導グループ			
電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188
住所	長崎 3-6-24		
管轄	南長崎・長崎・千早・要町・高松・千川・西池袋 4 丁目 (5、6、12、19～40 番)・西池袋 5 丁目 (25～28 番)・池袋 3 丁目 (3、11、12、15～18 番)・目白 4 丁目 (5～16、24～34 番)、目白 5 丁目		

しょうがいふくしか
② 障害福祉課



内容

障害福祉サービスの利用などについて相談をお受けしています。身体障害者手帳の有無や年齢によって、窓口が異なります。
※サービスの内容については③障害福祉サービス（P22）を、身体障害者手帳については⑤身体障害者手帳（P25）をご参照ください。

窓口等

各受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

【身体障害者手帳をお持ちでないかた】※身体障害者手帳に関しては P26 へ

精神障害者福祉グループ			
電話	03-3981-1988	FAX	03-3981-4303
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階		

【身体障害者手帳をお持ちのかた】

身体障害者支援グループ			
電話	03-3981-2141	FAX	03-3981-4303
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階		

東部障害支援センター	
電話	03-3946-2511
住所	南大塚 2-36-2

西部障害支援センター	
電話	03-3974-5531
住所	千早 2-39-16 西部区民事務所内

【18 歳未満のかた】

児童・障害児支援グループ			
電話	03-4566-2451	FAX	03-3981-4303
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階		

こうれいしゃそうごうそうだん せ ん た ー

③ 高齢者総合相談センター



内容

65 歳以上のかたや介護保険申請等の相談について、地域の総合的な相談の窓口となっています。また、日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活の困りごとの相談を行なっています。

健康・福祉・介護など、生活の中でお困りのことや心配なことがありましたら、お住まいの地域を担当する高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）にご相談ください。介護保険第 2 号被保険者のかたもご相談いただけます。

窓口等

各開設時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分
 土曜 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
 休館日 日・祝・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

菊かおる園高齢者総合相談センター

電話	03-3576-2245
住所	西巣鴨 2-30-19 特別養護老人ホーム「菊かおる園」内
管轄	巣鴨 3～5 丁目、西巣鴨、北大塚 1・2 丁目

東部高齢者総合相談センター

電話	03-5319-8703
住所	南大塚 2-36-2
管轄	駒込、巣鴨 1・2 丁目、南大塚

中央高齢者総合相談センター

電話	03-5985-2850
住所	東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4 階
管轄	北大塚 3 丁目、上池袋、東池袋

ふくろうの杜高齢者総合相談センター

電話	03-5958-1208
住所	南池袋 3-7-8 「オリナスふくろうの杜」 1 階
管轄	南池袋、雑司が谷、高田、目白 1・2 丁目

窓口等

豊島区医師会高齢者総合相談センター	
電話	03-3986-3993
住所	西池袋 3-22-16 豊島区医師会館 2 階
管轄	西池袋、池袋 3 丁目、目白 3 ～5 丁目

いけよんの郷高齢者総合相談センター	
電話	03-3986-0917
住所	池袋本町 1-29-12 特別養護老人ホーム「池袋ほんちょうの郷」内
管轄	池袋 1・2・4 丁目、池袋本町

アトリエ村高齢者総合相談センター	
電話	03-5965-3415
住所	長崎 4-23-1 特別養護老人ホーム「アトリエ村」内
管轄	南長崎、長崎 2～6 丁目

西部高齢者総合相談センター	
電話	03-3974-0065
住所	千早 2-39-16 西部区民事務所等複合施設 2 階
管轄	長崎 1 丁目、千早、要町、高松、千川

コラム

介護保険第 2 号被保険者について

40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者は、老化が原因とされる「※2 特定疾病（P23 参照）」により、介護が必要になったと認められた場合、介護保険のサービスを受けることができます。

第 2 号被保険者の方は、管轄の高齢者総合相談センターで介護保険サービスや日常生活に関するお困りごとについてご相談いただけます。

自宅で療養しています。
利用できる医療サービスはありますか。
また、医療についての相談先を教えてください。

ほうもんかんご ほうもんり は びり
④ 訪問看護・訪問リハビリ

内容

訪問看護師が病気や障害をお持ちのかたの自宅を訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話や、診療の補助など必要な看護ケアを行ないます。

また、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が主治医の指示に基づき心身の機能維持や回復を図るためのリハビリテーションを行ないます。

※主治医が交付した訪問看護指示書が必要です。

対象者

疾病や年齢により利用の仕方が異なります。

● 医療保険による訪問看護

在宅で療養するかたのうち、医師が必要と認めたかた。

または、厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当するかた。

※1 厚生労働大臣の定める疾病等

① 末期の悪性腫瘍	⑩ 多系統萎縮症（線条体黒質変性症オリブ矮小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
② 多発性硬化症	⑪ プリオン病
③ 重症筋無力症	⑫ 亜急性硬化性全脳炎
④ スモン	⑬ ライソソーム病
⑤ 筋萎縮性側索硬化症	⑭ 副腎白質ジストロフィー
⑥ 脊髄小脳変性症	⑮ 脊髄性筋萎縮症
⑦ ハンチントン症	⑯ 球脊髄性筋萎縮症
⑧ 進行性筋ジストロフィー症	⑰ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
⑨ パーキンソン病関連疾患 （進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上、かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））	⑱ 後天性免疫不全症候群
	⑲ 頸髄損傷
	⑳ 人工呼吸器を使用している状態 （夜間無呼吸のマスク換気は除く）

● 介護保険による訪問看護

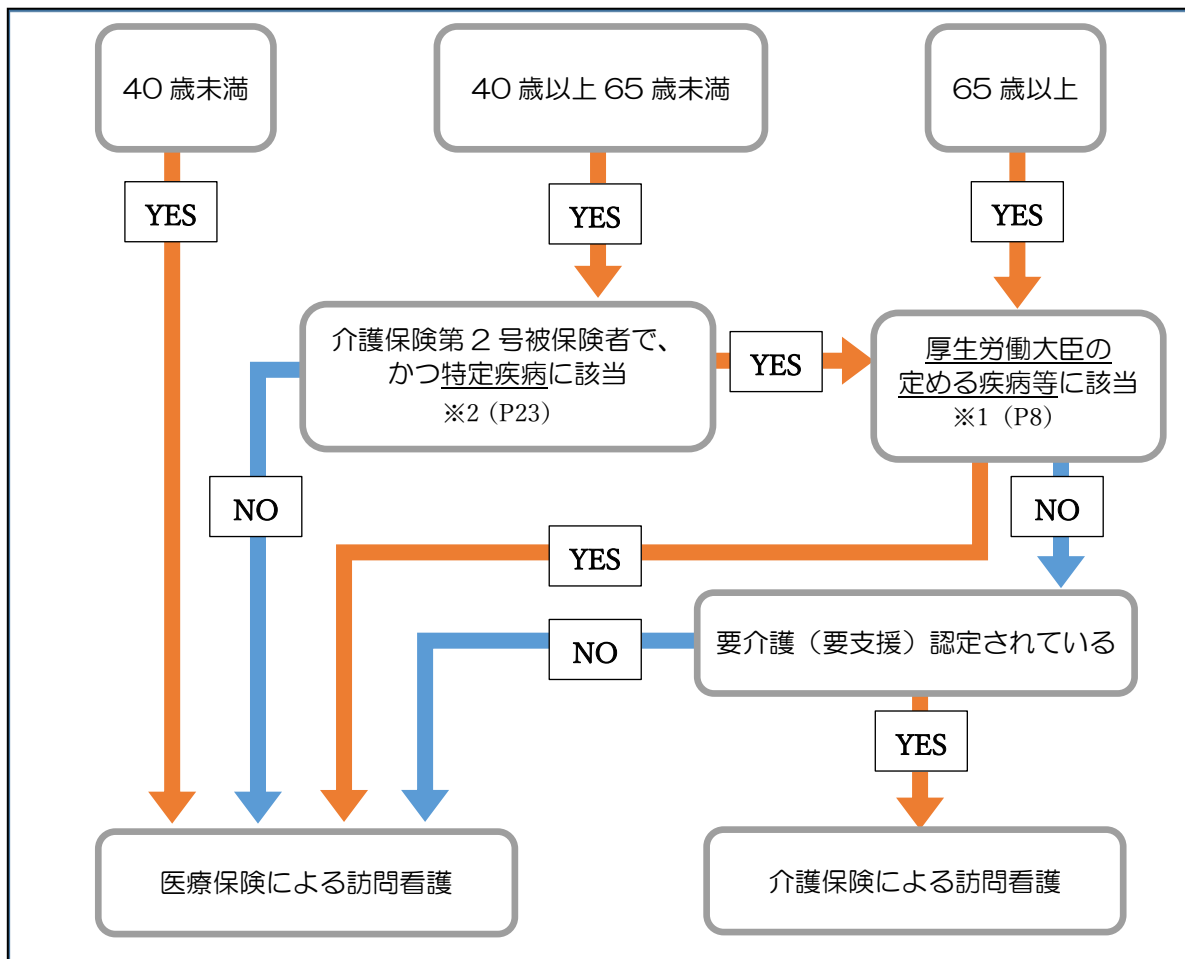
65歳以上又は40歳～64歳で※2 特定疾病（P23）の要介護状態と認定されたかた。

窓口等

訪問看護・訪問リハビリ希望する場合には、かかりつけ医にご相談ください。

事業所（訪問看護ステーション）案内ホームページ
豊島区 在宅医療・介護事業者情報検索システム





特掲診療科施設基準等別表第七に掲げる疾病等（平成 22 年 3 月 厚労省告示第 74 号改正）



としまくざいたくいりょうそうだんまどぐち たしよくしゅれんけいきよてん
⑤ 豊島区在宅医療相談窓口・多職種連携拠点



内容	病院から在宅への円滑な移行や在宅療養継続のため、年齢や疾病を限定することなくご本人・ご家族、専門職に対して在宅医療・介護連携に関する相談・支援を行っています。医療ソーシャルワーカーがご相談をお聞きし、関係機関・部署の情報提供や橋渡しをさせていただきます。			
窓口等	受付時間 平日 午前9時～午後5時			
	電話	03-5956-8586	FAX	03-3971-0810
	住所	西池袋 3-22-16 豊島区医師会館 2階		

としまくこうくうほけんせんたー しかしんりょうじょ
⑥ 豊島区口腔保健センター（あぜりあ歯科診療所）



内容	豊島区と豊島区歯科医師会が連携し、歯科衛生士と共に障害のあるかた、要介護等の高齢者のかたの口腔介護を通して、ご本人およびご家族の健康な笑顔づくりを支援しています。 障害のあるかたのための歯科相談、歯科衛生指導、また、要介護高齢者のお宅を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導および管理栄養士による訪問栄養指導を行います。			
窓口等	予約受付時間 平日・土曜 午前9時～午後5時			
	電話	03-3987-2425		
	住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 1階		



なんびょうじょうほう センター

⑦ 難病情報センター



内容

国の難病対策、病気の説明、患者会の情報など、患者さんやご家族の皆様に参加となるような情報を厚生労働省と協力してインターネットで提供しています。

とうきょうとなんびょう ぽーたるとさいと

⑧ 東京都難病ポータルサイト



内容

疾患情報・医療費助成・利用できるサービスについてなど、インターネットで情報を提供しています。

とうきょうとなんびょうそうだん しえん センター

⑨ 東京都難病相談・支援センター



内容

地域で生活する難病患者さんの日常生活における相談・支援、就労相談、地域交流活動の促進などを行なう拠点として、患者さんの療養生活を支援しています。東京都難病ピア相談室ではピア相談員（難病患者・家族）が対応します。電話もしくは対面（要予約）での相談が可能です。

東京都難病相談・支援センター

電話	03-5802-1892 平日午前 10 時～午後 5 時 ※相談の対応終了時刻は午後 5 時 30 分まで
住所	東京都文京区本郷 1-1-19 元町ウェルネスパーク

東京都多摩難病相談・支援室

電話	042-323-5880 平日午前 10 時～午後 5 時 ※相談の受付は午後 4 時まで
住所	府中市武蔵台 2-6-1 都立神経病院 2 階

東京都難病ピア相談室

電話	03-3446-0220（相談専用） 03-3446-1144（予約・問合せ用） 平日午前 10 時～午後 5 時 ※相談の受付は午後 4 時まで
FAX	03-3446-0221
住所	渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階

は ろ ー わ ー く こうきょうしよくぎょうあんていじょ
 ⑩ ハローワーク（公共職業安定所）



内容

ハローワーク飯田橋とハローワーク立川に「難病患者就職サポーター」がそれぞれ配置されています。「難病患者就職サポーター」は東京都難病相談・支援センターの「難病患者就労コーディネーター」と連携しながら、就職を希望する難病のかたに対して、症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症したかたの雇用継続などの総合的な支援を行なっています。相談は予約制です。

窓口等

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ハローワーク飯田橋		
電話	03-3812-8609	
FAX	03-5684-8193	
住所	文京区後楽 1-9-20	

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ハローワーク立川		
電話	042-525-8624	
FAX	042-521-4367	
住所	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎	

障害者総合支援法による訓練等給付について（詳しくは②障害福祉課（P5）へ）

就労移行支援	一般企業に就職することを目指すかたが一定期間知識と能力の向上を図ります。
就労定着支援	就労移行支援などを通じて、一般企業に就職したかたが職場との生活の課題を把握したり、課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
就労継続 A 型	一般企業に就職が困難なかたに就労の機会を提供し、生活能力の向上を図ります。（雇用契約あり）
就労継続 B 型	一般企業に就職が困難なかたに就労の機会を提供し、生活能力の向上を図ります。（雇用契約なし）



としまくしょうがいしゃしゅうろうしえんせんたー
⑪ 豊島区障害者就労支援センター



内容	障害者の就職に関する「相談支援」や、社会生活上必要な「生活支援」も行ないます。他にも、関係機関との連携・情報交換のための「ネットワーク事業」や、就労しているかた向けの余暇活動の場を提供しています。															
対象者	以下の（１）～（３）のうち、いずれかを満たすかたがご相談いただけます。 （１）区内在住で障害者手帳をお持ちのかた （２）指定難病の認定を受けているかたとその家族及び関係者 （３）障害のあるかた・難病患者を雇用している、または雇用を考えている区内事業主															
窓口等	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時（事前予約制） <table><tr><th colspan="4">障害福祉課 施設・就労支援グループ</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3985-8330</td><td>FAX</td><td>03-3981-4303</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階（障害福祉課内）</td></tr></table>			障害福祉課 施設・就労支援グループ				電話	03-3985-8330	FAX	03-3981-4303	住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階（障害福祉課内）			
障害福祉課 施設・就労支援グループ																
電話	03-3985-8330	FAX	03-3981-4303													
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階（障害福祉課内）															

そうだんしえんせんたー
⑫ くらし・しごと相談支援センター



内容	「仕事がなかなか見つからない」「生活に困っているが、どこに相談に行ったらよいかわからない」「借金の返済で将来の生活が不安」など生活にお困りのかたに対し、専門の支援員がそれぞれに合った支援を行なっていきます。						
窓口等	相談受付時間 平日 午前 9 時～午後 4 時（原則予約制） <table border="1"> <tr> <td>電話</td><td>03-4566-2454</td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>03-3981-4303</td></tr> <tr> <td>住所</td><td>南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階</td></tr> </table> 	電話	03-4566-2454	FAX	03-3981-4303	住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階
電話	03-4566-2454						
FAX	03-3981-4303						
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階						

こうがくりょうようひせいど
⑬ 高額療養費制度



内容

医療機関や薬局の窓口で支払った額が高額になったとき、自己負担限度額（毎月1日～末日）を超えた金額が支給される制度です。自身の加入している公的医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、協会けんぽ等）に請求する必要があります。自己負担限度額は年齢や所得により異なります。

※入院時の食事代・差額ベッド代等を含みません

対象者

以下の（1）～（3）、いずれかを満たすかた。

- （1） 国民健康保険加入者
- （2） 後期高齢者医療制度加入者
- （3） 上記以外の健康保険加入者

窓口等

【国民健康保険に加入されているかた】

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

国民健康保険課 給付グループ			
電話	03-3981-1296	FAX	03-3981-6491
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3階		

【後期高齢者医療制度に加入されているかた】

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ			
電話	03-3981-1332	FAX	03-3980-5015
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3階		

【国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入しているかた】

加入している健康保険組合等、各保険者へお問い合わせください。

なんびょういりょうひじょせいせいど とうきょうと
⑭ 難病医療費助成制度（東京都）



内容

指定難病または都単独疾病にかかっているかたで、一定の要件を満たすかたに対し、当該疾病に対する医療費及び一部の介護サービスに係る費用について、医療保険適用後の自己負担分の一部または全額を助成します。（指定難病の場合は、当該疾病に付随して発症する傷病を含む。）

申請の手続きについては窓口までお問合せください。1年に1度更新が必要です。また、登録者証の申請も承っております（P17 コラム参照）。

対象者

以下の（1）～（3）、すべてを満たすかた。

- （1） 豊島区に住民登録がある
- （2） 国及び東京都の指定する病気（対象疾病）にかかっている
- （3） 医療費助成の認定基準を満たしている

窓口等

各受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

健康推進課 医療費助成グループ			
電話	03-3987-4172	FAX	03-3987-4178
住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2 階		

長崎健康相談所 管理・事業グループ			
電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188
住所	長崎 3-6-24		

池袋保健所 出張窓口	
※申請のみ受け付け。お問い合わせは上記の窓口までお願いします。	
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階

※認定及び支給は東京都が実施しています。

認定や還付については下記にお問合せください。

【認定について】

東京都疾病対策課コールセンター	
電話	03-5320-4004

【還付について】

東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課（医療給付担当）	
電話	03-5320-4454

とくていしっぺいりょうようじゅりょうしょう
⑮ 特定疾病療養受療証



内容	特定疾病療養受療証を医療機関の窓口に提示すると、一医療機関当たりの一部負担金の上限が月額 10,000 円または 20,000 円となります。 ただし、入院時の食事療養費または生活療養費は別途負担があります。														
対象者	以下の（１）～（３）のうち、いずれかの疾患にかかっているかた。 （１） 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） （２） 人工透析が必要な慢性腎不全 （３） 血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV 感染症														
窓口等	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 <table><tr><th colspan="4">国民健康保険課 給付グループ</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3981-1296</td><td>FAX</td><td>03-3981-6491</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">南池袋 2-45-1 豊島区役所 3 階</td></tr></table> ※社会保険に加入されている場合、手続き方法についてはご加入中の保険者にお問い合わせください。			国民健康保険課 給付グループ				電話	03-3981-1296	FAX	03-3981-6491	住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3 階		
国民健康保険課 給付グループ															
電話	03-3981-1296	FAX	03-3981-6491												
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3 階														

こうきこうれいしゃいりょうとくていしっぺいりょうようじゅりょうしょう
⑯ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証



内容	後期高齢者医療特定疾病療養受療証を医療機関の窓口に提示すると、一医療機関当たりの一部負担金の上限が毎月 10,000 円までとなります。 ただし、入院時の食事療養費または生活療養費は別途負担があります。														
対象者	豊島区在住（住所地特例対象者も含む）の後期高齢者医療制度に加入しているかたで、以下の（１）～（３）のうち、いずれかの疾患にかかっているかた。 （１） 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） （２） 人工透析が必要な慢性腎不全 （３） 血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV 感染症														
窓口等	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 <table><tr><th colspan="4">高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3981-1332</td><td>FAX</td><td>03-3980-5015</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">南池袋 2-45-1 豊島区役所 3 階</td></tr></table>			高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ				電話	03-3981-1332	FAX	03-3980-5015	住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3 階		
高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ															
電話	03-3981-1332	FAX	03-3980-5015												
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3 階														

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう
⑰ 自立支援医療（精神通院医療）



内容

通院による精神疾患（てんかんを含む）の治療に対する医療費公費負担制度です。
 精神疾患及び当該精神疾患の治療に関連して生じた病態や、当該精神疾患の症状に
 起因して生じた病態に対して、入院をしないで行なわれる医療が対象となります。
 原則一割が自己負担となります。ただし、利用者本人の収入や世帯の所得・疾病等
 に応じて月額自己負担上限額が設定されます。詳しくは担当部署へお問い合わせくだ
 さい。

対象者

精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に要するかた。

窓口等

各受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

健康推進課 医療費助成グループ			
電話	03-3987-4172	FAX	03-3987-4178
住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2 階		

長崎健康相談所 管理・事業グループ			
電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188
住所	長崎 3-6-24		

池袋保健所 出張窓口	
※申請のみ受け付け。お問い合わせは上記の窓口までお願いします。	
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階

コラム

登録者証の申請受付が始まりました！

2024 年 4 月から、指定難病患者のかたが福祉・就労等の各種支援を受ける際に、指定難病に
 罹っていることを証明する「登録者証」の申請受付が始まりました。特定疾病（指定難病）
 受給申請に合わせて、申請が可能です（申請窓口は P15 参照）。

原則、マイナンバーを利用した情報連携を活用するため各種支援先ではマイナンバーカード
 を提示しますが、利用するサービスによって確認方法が異なります。あらかじめ各サービス担
 当にお問合せください。

問い合わせ先 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当

電 話 ： 03-5320-4004

なんびょうかんじゃふくしてあて
⑱ 難病患者福祉手当



内容

⑭難病医療費助成制度（P15）の認定を受けているかたを対象に、手当を給付します。

支払い月	4月、8月、12月
方法	受給者本人の預金口座へ振り込み
手当額	月額 15,500 円

対象者

⑭難病医療費助成制度（P15）に該当する疾患で、国疾病の受給者証または都医療券を所持しており、以下の（１）～（５）、すべてを満たすかた。

- （１） 豊島区に住所を有する
- （２） 新規申請者で 65 歳未満
- （３） 本人の所得が限度額を超えていない（20 歳未満のかたは扶養者の所得）
- （４） 施設に入所していない
- （５） 心身障害者福祉手当等、区の他の手当を受けていない

※生活保護を受給されているかたは、別途ご相談ください

窓口等

各受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

障害福祉課 給付グループ			
電話	03-3981-1963	FAX	03-3981-4303
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階		

東部障害支援センター	
電話	03-3946-2511
住所	南大塚 2-36-2

西部障害支援センター	
電話	03-3974-5531
住所	千早 2-39-16 西部区民事務所内

しょうがいねんきん
①9 障害年金



内容

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代のかたも含めて受け取ることができる年金です。支給額は障害の程度や年金制度によって異なります。障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。また、日本年金機構による障害の程度の診査の結果、年金に該当しない場合があります。 **※障害者手帳の等級と年金の等級は異なります。**

窓口等

【障害基礎年金のかた】

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

高齢者医療年金課 国民年金窓口			
電話	03-3981-1952	FAX	03-3980-5015
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 3階		

【障害厚生年金のかた】

池袋年金事務所		
電話	03-3988-6011	
住所	南池袋 1-10-13 荒井ビル 3・4階	



【年金相談に関する一般的なお問い合わせ】

ねんきんダイヤル	
電話	0570-05-1165

※障害基礎年金は
池袋年金事務所でも
手続きできます

せいかつ ほ ご
②0 生活保護



内容

生活に困っているかたに対して、生活を保障するとともに、生活の自立を助長することを目的とした制度です。

窓口等

※お住まいの地域によって相談先が異なります。

管轄については二次元コードから豊島区のホームページをご確認ください。

各受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

生活福祉課 相談グループ			
電話	03-3981-1842	FAX	03-3981-2951
住所	東池袋 1-39-2 東池袋分庁舎		

西部生活福祉課 相談グループ			
電話	03-5917-5762	FAX	03-5917-5769
住所	要町 1-5-1		

しよとくぜい じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじょ
②① 所得税・住民税の障害者控除



内容

納税義務者本人が障害者であるか、同一生計配偶者および扶養親族（16 歳未満を含む）に障害者がある場合は、所得から一定の金額を控除することができます。

障害者	・身体障害者手帳 3 級～6 級 ・愛の手帳 3, 4 度 ・精神障害者保健福祉手帳 2, 3 級 ・戦傷病者手帳交付されているかた ・満 65 歳以上で精神・知的・身体障害が障害者控除に準ずると福祉事務所長が認めたかた
特別障害者	・身体障害者手帳 1, 2 級 ・愛の手帳 1, 2 度 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・戦傷病者手帳交付者のうち 障害の程度が恩給法に定める特別項症から第 3 項症までのかた ・原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けているかた ・引き続き 6 か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を要するかた ・満 65 歳以上で精神・知的・身体障害が特別障害者控除に準ずると福祉事務所長が認めたかた ・精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるかた

○判定の時期 前年 12 月 31 日

○所得から控除できる金額

区分	住民税	所得税
障害者	26 万円	27 万円
特別障害者	30 万円	40 万円
同居特別障害者（※）	53 万円	75 万円

※同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税義務者または納税義務者の配偶者若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している場合。

問い合わせ先

【所得税】

豊島税務署 個人課税第 1 部門			
電話	03-3984-2171	FAX	03-3984-5050
住所	西池袋 3-33-22		

【住民税】

豊島区役所 税務課	
課税第一グループ	03-4566-2354
課税第二グループ	03-4566-2355
課税調整グループ	03-4566-2353

きのうかいふくじよせい
②② 機能回復助成（はり・きゅう・マッサージ等）



内容	はり・きゅう・マッサージ・指圧の施術を年 12 回受けられます。 ※利用は豊島区の契約業者に限ります。 ※1 回の利用につき 300 円の自己負担があります。																								
対象者	以下の（1）～（3）のうち、いずれかに該当するかた。ただし、施設入所者、長期入院されているかたは対象になりません。 （1）身体障害者手帳 1 級から 4 級までの肢体不自由のかた （2）難病患者福祉手当を受けているかた （3）戦傷病者手帳第 3 項症以上の肢体不自由のかた																								
窓口等	各受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 第 2、第 4 土曜日 午前 9 時～午後 5 時 <table><tr><th colspan="4">障害福祉課 サービス調整グループ</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-4566-2442</td><td>FAX</td><td>03-3981-4303</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">東部障害支援センター</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3946-2511</td></tr><tr><td>住所</td><td>南大塚 2-36-2</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">西部障害支援センター</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3974-5531</td></tr><tr><td>住所</td><td>千早 2-39-16 西部区民事務所内</td></tr></table>	障害福祉課 サービス調整グループ				電話	03-4566-2442	FAX	03-3981-4303	住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階			東部障害支援センター		電話	03-3946-2511	住所	南大塚 2-36-2	西部障害支援センター		電話	03-3974-5531	住所	千早 2-39-16 西部区民事務所内
障害福祉課 サービス調整グループ																									
電話	03-4566-2442	FAX	03-3981-4303																						
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階																								
東部障害支援センター																									
電話	03-3946-2511																								
住所	南大塚 2-36-2																								
西部障害支援センター																									
電話	03-3974-5531																								
住所	千早 2-39-16 西部区民事務所内																								

しょうがいふくしサービス
②③ 障害福祉サービス



身体障害者手帳の有無にかかわらず、心身の状況に応じて、障害福祉サービスが受けられます（所得に応じて自己負担額があります）。日常生活の介護や訓練等のサービスを受けるときは、担当の相談支援専門員に要望等を伝えて、サービス等利用計画を作成してもらいます。ただし、**65歳以上、または40歳から64歳までの第2号被保険者で特定疾病により要介護認定を受けているかたは、②④介護保険サービス（P23参照）が優先されますのでご注意ください。**

主なサービス（例）

内容	日常生活の介護等	居宅介護	入浴・排せつ及び食事等の身体介護、洗濯・買い物・掃除などの家事援助及び通院介助が受けられます。
		重度訪問介護	入浴・排泄及び食事等の身体介護や家事援助及び通院介助が受けられます。 常時介護を要する重度の肢体不自由者等が対象で、居宅介護との併用はできません。
		移動支援	自立生活及び社会参加のための外出時における移動支援が受けられます。
	訓練等	就労継続支援	一般企業等の就職は難しいかたが、障害福祉事業所の支援を受けながら仕事をする機会を得られます。 雇用契約のあるA型と雇用契約のないB型の2種類があります。
		就労移行支援	一般企業等に就職するための訓練が一定期間受けられます。
	補装具・日常生活用具	補装具費	日常生活に必要な移動や動作の確保するために、長期的に身体機能の補完や代替する用具の支給が受けられます。 (例) 車いす、歩行器、意思伝達装置 等
		日常生活用具	使用することで日常生活を容易なものとする用具の支給が受けられます。 (例) 移動用リフト、入浴補助用具、排泄支援用具、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機 等

窓口等

障害状況や年齢によっては利用できないサービスがあります。
 詳しくは、②障害福祉課（P5）へご相談ください。

かいごほけんさーびす
②4 介護保険サービス



内容

介護保険を利用して日常生活のサービスが受けられます。サービスを受けるには介護保険認定申請が原則として必要です。

※介護保険対象者は②3障害福祉サービス（P22 参照）より介護保険制度によるサービスが優先になります。介護保険のサービスを受けるには、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に要望を伝え相談し、ケアプランを作成してもらいます。

利用対象者

- 以下の（１）、（２）のいずれかを満たすかたが対象です。
- （１） 第１号被保険者のかた（６５歳以上のかた）
 - （２） 第２号被保険者のかた
（医療保険に加入している４０歳～６４歳のかたで、
特定疾病（※２）が原因で介護が必要になったかた）

※２ 特定疾病

- （１） がん末期
- （２） 関節リウマチ
- （３） 筋萎縮性側索硬化症
- （４） 後縦靱帯骨化症
- （５） 骨折を伴う骨粗鬆症
- （６） 初老期における認知症
- （７） 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- （８） 脊髄小脳変性症
- （９） 脊柱管狭窄症
- （１０） 早老症
- （１１） 多系統萎縮症
- （１２） 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- （１３） 脳血管疾患
- （１４） 閉塞性動脈硬化症
- （１５） 慢性閉塞性肺疾患
- （１６） 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

内容	主なサービス（例）															
	自宅で受けるサービス	訪問介護（ホームヘルプ）	入浴・排せつ・食事等の介助や家事等の生活介助													
		訪問看護	看護師による療養の世話や服薬管理、助言など													
		訪問入浴介護	居宅での訪問入浴サービス													
		訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等による心身機能維持回復・日常生活の自立を助けるためのリハビリ													
	日帰りのサービス	通所介護（デイサービス）	通所施設での日中の入浴・排泄・食事の介護、機能訓練など													
		通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院や診療所で行なわれる、心身機能維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリ													
	生活環境の整備	福祉用具の貸与・購入	介護ベッド・杖・車いす・歩行器などの貸与、入浴補助具等の購入費の支給など													
		住宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの自宅の環境整備													
	宿泊を伴うサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して受ける、介護・機能訓練など													
		短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設等の施設に短期間入所して受ける、医学的な管理が必要な介護・機能訓練、必要な医療やサービスなど													
	窓口等	【要介護・要支援の認定申請について】														
		受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時														
第 2、第 4 土曜日 午前 9 時～午後 5 時																
<table><tr><td colspan="4">介護保険課 認定審査グループ</td></tr><tr><td>電話</td><td>03-3981-1368</td><td>FAX</td><td>03-3981-6208</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階</td></tr></table>				介護保険課 認定審査グループ				電話	03-3981-1368	FAX	03-3981-6208	住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階			
介護保険課 認定審査グループ																
電話	03-3981-1368	FAX	03-3981-6208													
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階															
または、お住まいの地域の ③高齢者総合相談センター（P6）へご相談ください。																

しんたいしょうがいしゃてちょう
 ②⑤ 身体障害者手帳



内容

身体に障害のあるかたが、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。

窓口等

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
 第2、第4土曜日 午前9時～午後5時

障害福祉課 サービス調整グループ			
電話	03-4566-2442	FAX	03-3981-4303
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4階		

各受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

東部障害支援センター	
電話	03-3946-2511
住所	南大塚 2-36-2

西部障害支援センター	
電話	03-3974-5531
住所	千早 2-39-16 西部区民事務所内

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
②6 精神障害者保健福祉手帳



内容

精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つかが申請することにより、交付されます。入院、在宅による区別や、年齢制限はありません。

窓口等

各受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

健康推進課 医療費助成グループ			
電話	03-3987-4172	FAX	03-3987-4178
住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2 階		

長崎健康相談所 管理・事業グループ			
電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188
住所	長崎 3-6-24		

池袋保健所 出張窓口	
※申請のみ受け付け。お問い合わせは上記の窓口までお願いします。	
住所	南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階

ご存知ですか？「ヘルプマーク」「ヘルプカード」

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としているかたが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプカードは、障害のある人等が普段から身につけておくことで、緊急時・災害時・困った時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるためのカードです。

いずれも障害福祉課・障害支援センター・池袋保健所・長崎健康相談所・区民事務所・区立図書館やその他、区内障害者通所施設、各都営交通機関でも配布を行なっています。



ほうもんしんりょう
②⑦ 訪問診療

内容	寝たきりなどにより、通院が困難となった患者さんに対して定期的、かつ計画的に自宅を訪問し、診療・治療・薬の処方・療養上の相談・指導等を行ないます。
対象者	自宅療養中で通院が困難な方
窓口等	訪問診療を希望する場合には、かかりつけ医にご相談ください

ざいたくなんびょうかんじゃほうもんしんりょうじぎょう とうきょうと
②⑧ 在宅難病患者訪問診療事業（東京都）



内容	在宅で療養されている寝たきり等で通院の困難な難病患者のかたに対し、地域における適切な医療の確保と在宅ケア体制の整備・充実を図ることを目的として、専門医等による在宅難病患者訪問診療事業を（四半期に1回、原則年2回まで）実施しています。東京都が東京都医師会に委託し、各地区医師会で実施しています。利用者の費用負担はありません。
対象者	寝たきり等で受療が困難な方で、以下の（1）、（2）のうちいずれかを満たすかた。 （1） 要介護4以上 （2） 身体障害者手帳1,2級相当の状態にある
窓口等	訪問診療事業の利用を希望する場合には、かかりつけ医にご相談ください

ざいたくじんこうこきゅうきしやうなんびやうかんじゃほうもんかんごじぎやう
 ②⑨ 在宅人工呼吸器使用難 病患者訪問看護事業



(東京都)

内容

在宅療養中の人工呼吸器使用難病患者さんが、医療保険で定める回数を超えて1日複数回の訪問看護を受けられるよう、訪問看護ステーション等に委託して行ないます。
 ※本事業における訪問看護費用の患者自己負担はありません。交通費や衛生材料等については自己負担が発生する場合があります。

対象者

- 以下の(1)～(4)、すべてを満たすかた。
- (1) 難病医療費等助成対象疾病の対象
 - (2) 都内に居住している
 - (3) 難病等を主たる要因として人工呼吸器を使用している
 - (4) 医師が1日に3回以上の訪問看護を必要と指示している

窓口等

各受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

健康推進課 医療費助成グループ			
電話	03-3987-4172	FAX	03-3987-4178
住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2階		

長崎健康相談所 管理・事業グループ			
電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188
住所	長崎 3-6-24		

なんびょうかんじゃぎいたくれ す ば い と じぎょう

③⑩ 難病患者在宅レスパイト事業（東京都）



内容	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんの在宅生活を支えているご家族等が、ご自身の病気治療や休息等の理由によって一時的に在宅で介護等ができなくなった場合で、病状等の理由により移送が困難な場合など一時入院が難しいときに、患者さんの自宅に看護職を派遣します。 ※利用理由には介護者の休息、受診・検査、家庭の事情等があります。 ※医療保険に基づく訪問看護の代わりに利用することはできません。
対象者	以下の（１）～（３）、すべてを満たすかた。 （１）都内在住で難病医療費等助成対象疾病にり患している （２）当該指定難病等により、在宅で人工呼吸器を使用している （呼吸器の種類、使用時間は問わない） （３）介護者の休息等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難になったかた
利用時間	原則として同一の患者につき、ひと月当たり４時間以内 ※利用は１時間単位です。年間（年度内）で合計４８時間まで利用が可能です。
窓口等	訪問看護ステーションにお問い合わせください。 ※この事業を利用できる訪問看護ステーションは、東京都難病ポータルサイトで確認できます。二次元コードから東京都の難病患者在宅レスパイト事業のホームページをご確認ください。

ざいたくじんこうこきゅうきしやうなんびようかんじゃ
③① 在宅人工呼吸器使用難病患者



ひじょうようでんげんせつびせいびじぎょう
非常用電源設備整備事業（東京都）

内容	医療機関が、在宅療養中の人工呼吸器使用難病患者さんに対し、電力不足に備えて自家発電装置、無停電装置又は蓄電池を無償で貸与する場合、都が装置の購入経費を補助しています。 ※医療機関に対しての経費補助事業です。 【補助対象物品】 ・自家発電装置 ・無停電電源装置 ・蓄電池 ※自家発電装置と蓄電池は、どちらか一方を選んでご申請ください。
対象者	難病医療費等助成対象疾病にかかっている、在宅において原則 24 時間人工呼吸器を使用しているかたで、当該年度に新規に在宅療養を開始したかた。 ※ただし、前年度以前に在宅療養を開始したかたについても、申請を認める場合があります。
窓口等	申請者は医療機関です。ご希望の場合は、かかりつけ医にご相談ください。

ざいたくじんこうこきゅうきしやうしゃさいがいじこべつしえんけいかくさくせいじぎょう
③② 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業



内容	災害に対する医療器具や生活物資の備え、災害発生時の行動手順を関係者と一緒に確認し、いざという時に備えておく計画を作成しています。		
対象者	豊島区在住で、在宅で人工呼吸器を使用しているかた。 ※在宅酸素療法器および睡眠時無呼吸症候群治療器は人工呼吸器ではありません。		
窓口等	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時		
	健康推進課 支援計画グループ		
	電話	03-4566-4113	FAX 03-3987-4178
	住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2 階	

ざいたくなんびょうかんじゃいちじにゆういんじぎょう
③③ 在宅難病患者一時入院事業（東京都）



内容	介護者をご自身の療養や休息等の理由によって一時的に介護が難しくなった場合、患者さんが短い期間入院できる制度です。入院先は都内の委託医療機関に限ります。病院については次のページをご参照ください。 ※直接医療機関への申し込みはできません ※医療機関に関する最新情報は、東京都の在宅難病患者一時入院事業ホームページをご確認ください。																								
対象者	在宅生活をしている難病医療費等助成対象疾病にかかっているかたで、常時医学的管理の下におく必要のあるかた。また、症状が安定しているかた。 ※他制度（障害福祉サービスや介護保険サービス）のショートステイを利用できないかたが優先となります。																								
期間	最大1ヶ月間（年度内90日が上限）																								
窓口等	各受付時間 平日 午前8時30分～午後5時 <table><tr><th colspan="4">健康推進課 医療費助成グループ</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3987-4172</td><td>FAX</td><td>03-3987-4178</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">東池袋 4-42-16 池袋保健所 2階</td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">長崎健康相談所 管理・事業グループ</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3957-1191</td><td>FAX</td><td>03-3958-2188</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">長崎 3-6-24</td></tr></table>	健康推進課 医療費助成グループ				電話	03-3987-4172	FAX	03-3987-4178	住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2階			長崎健康相談所 管理・事業グループ				電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188	住所	長崎 3-6-24		
健康推進課 医療費助成グループ																									
電話	03-3987-4172	FAX	03-3987-4178																						
住所	東池袋 4-42-16 池袋保健所 2階																								
長崎健康相談所 管理・事業グループ																									
電話	03-3957-1191	FAX	03-3958-2188																						
住所	長崎 3-6-24																								

◆委託医療機関一覧

(令和7年4月1日現在)

	病院名	所在地	確保 ベッド
1	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	1
2	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17	1
3	日本赤十字社東京都支部 大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	1
4	医療法人社団松和会 池上総合病院	大田区池上 6-1-19	2
5	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	1
6	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	2
7	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	1
8	順天堂医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	1
9	市立青梅総合医療センター	青梅市東青梅 4-16-5	1
10	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	1
11	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立神経病院	府中市武蔵台 2-6-1	4
12	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町 4-1-1	2
13	医療法人社団東光会 西東京中央総合病院	西東京市芝久保町 2-4-19	1

※直接医療機関への申し込みはできません

りぼんさーびす
③④ リボンサービス



内容	病気や障害など、様々な理由で日常生活において協力会員（ボランティア）が家事援助を中心とした活動を行ないます。														
対象者	区内にお住まいで、活動を依頼したいかた。														
利用時間	原則、月曜日～土曜日の午前 9 時～午後 5 時 ※協力会員が活動できる場合は、時間外や日曜・祝日の対応もできます。														
料金	1 時間 700 円 以降、30 分増すごとに 350 円を加算 ※交通費、材料費などは実費負担となります ※時間外は割増料金となります														
窓口等	<table><tr><th colspan="4">豊島区民社会福祉協議会 リボンサービス担当</th></tr><tr><td>電話</td><td>03-3981-9250</td><td>FAX</td><td>03-3981-2946</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4 階</td></tr></table>			豊島区民社会福祉協議会 リボンサービス担当				電話	03-3981-9250	FAX	03-3981-2946	住所	東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4 階		
豊島区民社会福祉協議会 リボンサービス担当															
電話	03-3981-9250	FAX	03-3981-2946												
住所	東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4 階														



こまり えんじょさーびす おたすけかつどう
③⑤ 困りごと援助サービス（ちょこっとお助け活動）



内容	ご自分で解決することが難しい、暮らしのちょっとした困りごとに対して、協力員（ボランティア）が一人で行ない、30 分以内で終了する継続性のない内容の活動を行います。専門的な技術を要する作業は、他機関を紹介します。 ＜例＞ 蛍光灯交換、カーテンの取替え、軽量な物の移動 など		
対象者	以下の（1）～（4）のうち、いずれかを満たすかた・世帯 （1）障害者又は 65 歳以上の高齢者のひとり暮らし （2）65 歳以上の高齢者のみの世帯 （3）障害者のみの世帯 （4）障害者と 65 歳以上の高齢者のみの世帯		
利用時間	平日の午前 9 時～午後 5 時 ※年末年始、土日祝日はお休みです		
料金	30 分 500 円 ※その他、サービスに伴う材料費は利用者の実費負担となります		
窓口等	豊島区民社会福祉協議会 困りごと援助サービス担当		
	電話	03-3981-3166	FAX 03-3981-2946
	住所	東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎	



かんじゃかい かぞくかい
 ③⑥ 患者会・家族会

内容

同じ病気や障害、症状など、何らかの共通する患者体験を持つ人たちが集まり、自主的に運営する会のことです。お互いの悩みや不安を共有したり、情報を交換したり、会によっては、患者のためにさまざまな支援プログラムを用意していたり、社会に対する働きかけを行なう活動をしているところもあります。

HP 等

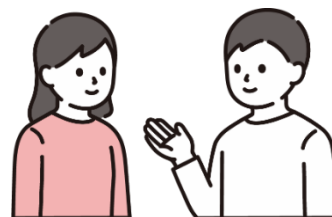
東京都難病ピア相談室

住所	渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階
電話	03-3446-1144（予約・問合せ専用）
FAX	03-3446-0221
東京都難病ピア相談室では、日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。面談をご希望の方は、事前にお電話にてご予約ください。日程等については、右側の二次元コードからご確認ください。 また、ご希望に応じて患者・家族会のご紹介もしています。そのほか、難病患者・家族の交流会を行なっています。	



難病情報センター

「患者さんの会」が一覧で掲載されています。開催に関する内容や連絡先は、紹介されているホームページ等でご確認ください。	
--	--



③⑦ ひごろ そなえて 日頃から備えておくこと

【家の中の安全対策】

○家具の転倒・落下の防止をしましょう

大きな地震が起きると家具が倒れ、けがをする危険があります。たんす等の大きな家具には、家具転倒防止器具を取り付けましょう。

○窓ガラスに飛散防止フィルムを貼りましょう

窓や食器棚・額縁等に使われているガラスに飛散防止措置をしましょう。ガラスが破損した際、踏んでけがをすることがあります。かかとのあるスリッパや靴を枕元に用意しておきましょう。

○通路やドアの周りに荷物を置かないようにしましょう

【自宅の耐震化】

昭和 56 年に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。昭和 56 年以前の旧耐震基準による建物は地震に弱いとされています。耐震診断を受け必要な補強をしましょう。

豊島区では耐震診断・木造住宅の耐震改修・非木造住宅の耐震診断等の費用を助成しています。

【情報面の準備】

○避難場所・避難経路の確認をしておきましょう

○ハザードマップを見て、自宅周辺地域の危険度を把握しておきましょう

③⑧ びちく 備蓄しておきたいもの

○非常持ち出し品

避難した場所で何日か過ごすために必要な物のことです。

玄関の近くなど、避難するときに持ち出しやすい場所にあらかじめ置いておきましょう。

【例】・飲料水、保存のきく食品（アルファ米やレトルト食品など）

・懐中電灯やラジオ、救急用品 など

○備蓄品

ライフラインが止まった時のために、最低 3 日分の備えをしましょう。

日頃利用している食料などを少し多めに購入しておく 日常備蓄も活用しましょう。

【例】・食料、飲料水、生活用品 など



○救急箱の点検

救急箱の中に不足しているものや、期限切れの物がないか定期的に点検し、補充しておきましょう。

三角巾や包帯を用意しておくくと便利です。また、消毒液、ガーゼなどは常備しておきましょう。

災害の「備え」チェックリスト①		
非常用持ち出し袋	身分証	☐ 医療保険の資格が確認できる書類（マイナンバーカード等） ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証 ☐ 介護保険証 ☐ 身体障害者福祉手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 自立支援医療受給者証
	医薬品	☐ お薬手帳 ☐ マスク ☐ 体温計 ☐ アルコール消毒薬
	食料など	☐ 飲料水 ☐ レトルト食品や缶詰（火を使わなくても食べられるもの）
	生活用品	☐ タオル ☐ 防寒シート ☐ カイロ ☐ トイレットペーパー ☐ 携帯トイレ ☐ 紙おむつ ☐ 生理用品 ☐ 軍手 ☐ 歯磨きセット ☐ ウェットティッシュ ☐ 筆記用具 ☐ ハサミ・カッター ☐ 携帯充電器・モバイルバッテリー ☐ レインコート・カッパ
	衣料品	☐ 下着・靴下 ☐ 長袖・長ズボン ☐ 上着（防寒用） ☐ 運動靴
	貴重品	☐ 小銭 ☐ 認印 ☐ スマートフォン ☐ 通帳番号がわかるもの（キャッシュカードなど）
	避難用具	☐ 懐中電灯 ☐ 携帯ラジオ・イヤホン ☐ 乾電池 ☐ 防災地図
	あと よいもの	☐ ヘルプマーク・ヘルプカード ☐ ビタミン剤 ☐ あめ玉（口腔内の乾燥防止） ☐ アイマスク・耳栓

災害の「備え」チェックリスト②		
患者さんの状況に応じて準備	内服薬	☐ 現在内服している薬（※最低1週間分を余分に用意） ☐ 頓服薬
	呼吸関連	☐ 人工呼吸器 ☐ 蘇生バッグ ☐ 外部バッテリー ☐ 予備呼吸器回路 ☐ 予備気管カニューレ ☐ 加温加湿器 ☐ パルスオキシメーター ☐ 酸素ボンベ ☐ 延長コード ☐ インバーター
	吸引関連	☐ 吸引器（バッテリーあり/なし） ☐ 吸引チューブ ☐ 気管カニューレ ☐ 非電源吸引器（足踏み吸引器など）
	栄養	☐ 経管栄養剤 ☐ 注入セット
	排泄	☐ 膀胱留置カテーテルなど

上記以外にも、個別に必要なものを主治医やご家族と相談して準備をしておきましょう。

さいがいでんごん だ い や る さいがいでんごんばん ③9 災害伝言ダイヤル「171」・災害伝言板（web）		
内容	災害伝言ダイヤル「171」は、災害の発生により被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。インターネットを利用して被災地のかたの安否確認を行なう「災害伝言板（web）」もあります。 地震等の災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 災害伝言ダイヤル「171」や災害伝言板（web）を体験できる日があります。詳しくは、ホームページをご確認ください。	

[illegible]



令和7年4月

発行：豊島区 健康部 健康推進課・長崎健康相談所

協力：豊島区難病対策地域協議会